

2010年2月1日

Zenken通信 (vol. 71)

▽ 今回のお届け情報

Title: 福島県「最低制限価格等を引き上げ」

Outline

添付資料P1～3

○福島県は、厳しい状況が続く県内経済への配慮及び雇用環境の改善等を狙いに最低制限価格と低入札価格調査基準価格の設定水準を引き上げることとした。
(2月1日以降の公告分より適用)

○設定水準は、国や他県の実施状況も踏まえ、概ね予定価格の85～90%とする予定だが、スケールメリットや工法などによるコスト削減の可能性を考慮し、小規模工事ほど、引き上げの水準を高める方針。
なお、最低制限価格等の設定方法や金額は、従来どおり非公表としている。

《福島県建設業協会提供》

福島県発注工事における最低制限価格の設定方法の見直しについて

平成22年1月25日

入札監理課

1 最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の引上げについて

- 県発注公共工事の適切な履行と品質確保に加え、引き続き厳しい状況が続いている県内経済や雇用の改善に資するよう、最低制限価格等の設定水準を引上げることといたしました。
- スケールメリットや工法等によるコスト削減の可能性を考慮し、工事の規模が小さいほど水準を高くします。
- 引上げ後の最低制限価格等は、国や他県の状況なども踏まえ、予定価格の概ね85%から90%程度の水準となります。
- 応札に当たっては、所要の経費を漏れなく計上するなど適切な積算をした上で入札してください。

2 実施時期

- 原則として、平成22年2月1日以降に起工（工事実施を決定）する工事の入札から対象とします。
- 対象となる工事については、入札公告の「入札に関する事項」に、対象工事であることを明示します。

3 公表

- 最低制限価格等の設定方法や金額については、従来どおり非公表とします。

平成 22 年 1 月 27 日付

(福島建設工業新聞)

設定水準「85～90%」程度

工事の最低制限価格 県、引き上げを正式決定

下限、公契連モデル以上に

県は、工事の最低制限価格、低入札価格調査基準価格の設定水準引き上げを正式決定した。見直し後の設定水準は、予定価格の概ね85～90%程度となり、全体として見た場合、中央公共工事契

約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデルの設定範囲「10分の7(70%)～10分の9(90%)」に上限90%を下回る水準となる。2月1日以降起工分から適用になる。

年度上半期の工事の平均落札率は84.36%。総合評価方式では過半数が75～80%未満の低い価格帯に分布している。競争激化により赤字が常態化している実態もあり、今回の最低制限価格引き上げで

25日開いた行財政改革推進本部の入札等制度改革部会で決定した。経済・雇用対策の意味合いを持つ1月補正予算の主旨も踏まえ、補正予算計上事業についてはす

べて、引き上げ後の設定水準に該当させられるよう見直しを急いだ。引き上げ後の水準を85～90%「程度」としたのは85%がほぼ下限だが、90%は上限を意味するものではなく、場合によっては90%を若干超える案件もあり得ることを整理だという。

行き過ぎた安値受注の是正を図るため、昨年4月見直しした中央公契連モデルは、3分の2は85%までの幅で設定していた従前の水準を、70%上

限90%までに引き上げており、多くの都道府県がこれに追随する動きを見せているが、県の見直しでは下限を、中央公契連モデルよりかなり高めの設定とした。上も公契連モデルと同等になる。

県の入札結果分析では金額規模の小さい工事で落札率が低い傾向にあるため、今回の見直しではスケールメリットやコスト削減の可能性も考慮した上で、工事規模に応じた、小規模工事ほど高く設定するようしている。

具体的設定水準は算定式を含め従来通り非公表。県の条件付一般競争は原則、公告期間(公告から郵便局差出期限まで)を17日間以上、予定価格5000万円未満の場合で12日以上を設け、価格競争案件で差出期限翌々日の開札としているため、最短で公告から2週間程度で開札になる。

見直し後の設定水準は2月1日以降の起工分を対象とするため、早ければ2月末から3月上旬開札の案件から、新しい水準が適用になる。

工事の規模によって引き上げの水準が一律ではなく、現在手続き中の案件もあることから、混同を避けるため、見直し後の対象工事であるかは入札公告の中で明示する。

今回の見直しの過程の中で、引き上げの議論をした県入札制度等監視委員会では、この水準を続けるかについては「今後の入札結果、景気動向を踏まえ検討を続けていく必要がある」としている。

予定価格の85～90%に 福島県 最低制限価格引き上げ

福島県は25日、厳しい状況が続く県内経済への配慮と、雇用環境の改善を狙いに、最低制限価格と低入札価格調査基準価格の設定水準を、2月1

日以降に工事実施を決定する工事の入札から引き上げると発表した。スケールメリットや工法などによるコスト削減の可能性を考慮し、工事の規模が小さいほど水準を高める方針だ。最低制限価格などの設定方法や金額についてはこれまで通り非公表だが、国や他県の実施状況も踏まえ、おおむね予定価格の85～90%程度とする考えだ。対象となる工事については、入札公告の「入札に関する事項」に対象工事であることを明示する。

県が最低制限価格などを引き上げるのは08年1月から2年ぶり。前回の見直しでは、平均で6%引き上げるとしていたが、今回は規模が小さいほど水準を高く設定することから、引き上げる水準を幅を持たせた範囲で表現した。

今回の措置は、県内建設企業の収益性が大きく悪化していることが背景となっている。県は09年度、入札制度全般にわたる大幅な改正を実施したが、ここ数年の工事件数

の減少に伴う受注競争の悪化で、工事採算よりも工事受注を優先する傾向が顕著になっている。とりわけ、規模の小さい工事ほど落札率の水準が低い傾向にある。東日本建設業保証のデータによると、福島県内の建設業の売上高営業利益率は東日本平均と比較し大きく下回っているのが現状だ。品質確保の観点だけでなく、従業員の賃金確保や下請業者へのしわ寄せ防止の観点から、最低制限価格などの設定水準を引き上げることがを決定した。